

第5号 2020年春 コスモス通信

日本相続知財センター®徳島支部



まるく つなぐよ
0120-09-2794



4月も半ばを過ぎました。例年であれば、お花見や歓送迎会などで華やかな時期ですが、今年は全く様相が違います。新型コロナウイルス感染症の猛威により、すべて自粛になり外出することも怖く、家の中で過ごすことが多くなっているのではないのでしょうか。

家でいる時間が増えた、こんな時だからこそ少し先の未来のことを考えてみてはいかがでしょうか。もしも今自分に何かが起こったとしたら。大切な家族や周りの人達を困らせないためにも、今準備できることは何なのか。

- ・公正証書遺言作成
- ・任意後見契約作成
- ・尊厳死宣言作成 等

今元気だからこそ、できることが沢山あります。分からないことは、ぜひ私共にご相談ください。



イザという時、家族を守る「あんしん相続のススメ」

相続で最も肝心な事は「揉めない」事です。

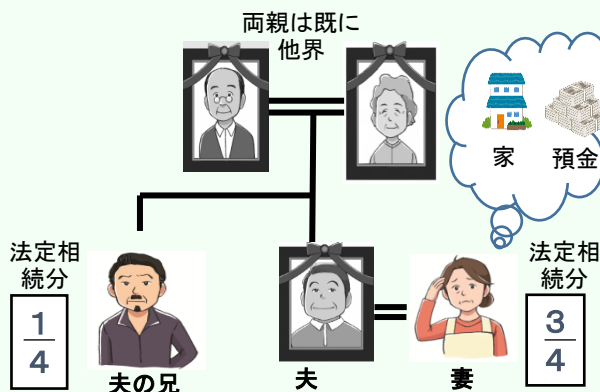
その為に何を準備するべきか、まずは正しい知識を身につけましょう。

相続に潜む落とし穴は色々あり、遺言書があれば回避できた事例が沢山あります。

お元気なうちに準備しておかないと、イザという時

争いになりやすいケースをご紹介します。

子どものいないご夫婦 ~すべて妻のものじゃないの?~



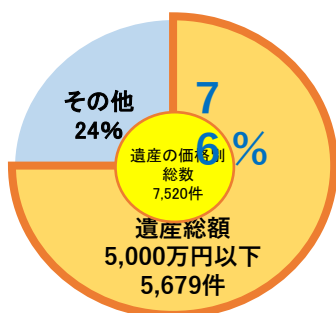
子どものいないご夫婦が亡くなった場合妻だけでなく、夫の兄弟も相続人です。預貯金の解約や「ご自宅の名義変更をする時にも左のイラストのような人間関係では夫の兄の同意が必要です。関係が良好だと良いですがイザという時、特に金銭が絡むと人はエゴが出てくる人が多いようです。この場合は夫が「財産は全て妻に相続させる」という**公正証書遺言**を作成しておくのが有効です。遺言を遺しておくことにより夫の兄には「遺留分」（最低限相続できる割合）がないため、同意は不要になります。

「うちの子供達は仲が良いから大丈夫よ」 お父さん、お母さん・・・それは幻想かもしれません。

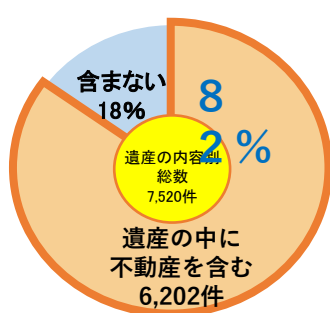
ここ数年、相続に関し家庭裁判所での調停件数は年々増加しているようです。
下のグラフは金額の大小に関わらず「持ち家」があって「相続人が複数」いるだけでも
遺産相続争いの元になる可能性を示しています。

つまり、「自宅が一軒、お金が少なく、子どもが複数いる」ケースです。
家督相続という考え方はもう古く、個人の権利を主張する事が増えているのは間違いありません。

遺産分割事件のうちの容認・調停成立件数



76%は
5,000万円以下
の財産



**82%は遺産に
不動産を含む**

※参考資料 最高裁判所 司法統計年報 家事事件編
「遺産分割事件のうちの認容・調停成立件数」平成29年より

相続トラブル多発パターン

離婚

子供の
いない夫婦

不動産
の共有

相続と聞くと「相続税」の事を頭に思い浮かべる方も多いかもかもしれません。しかし、世の中の「争族」の原因のほとんどは、金銭的な事だけでなく、心の問題が多く割合を占めています。元気なうちに正しく準備をする事で防ぐ事のできる「争族」が沢山あります。少しでも心配になった方は、私たちにお気軽にご相談ください！

～コスモス通信編集後記～

【新型コロナウイルス】という言葉を目にしない日はない程、情報が溢れています。一日も早くこの事態が終息し『みんなで談笑に花を咲かせる』そんな普通の日常が戻る事を願っています。



コスモス通信は、これまで当センターにご依頼いただいたお客様、セミナーにご参加いただいた方、その他、ご縁をいただいた皆様にお届けしています。

※コスモス通信の送付を希望されない方は下記のフリーダイヤルまでご連絡下さい。

ご相談・お問い合わせは

日本相続知財センター® 徳島支部

一般社団法人 コスモス相続総合支援プロジェクト

〒770-0923 徳島市大道一丁目26番地2 大道オフィスビル2F

<http://www.cosmos-souzoku.or.jp>

まるく

つながよ



0120-09-2794



【徳島駅より徒歩13分、徳島ワシントンホテルより徒歩2分】